

県民意見の募集について

計画等の案の名称	第2次静岡県消費者基本計画（案）
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、令和4年3月に策定した「静岡県消費者基本計画」のもと、様々な消費者行政施策を展開してきました。このたび、現行計画の成果と課題及びデジタル技術の飛躍、配慮を要する消費者の拡大、災害時等の消費行動への対応等、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和7年度からの4年間を計画期間とする「第2次静岡県消費者基本計画」を策定することとしました。</p> <p>なお、本計画は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく消費者教育推進計画と一体化して策定します。</p> <p>県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実行性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2642</p> <p>3 電子メールの場合 shohi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課消費者支援班 電話番号 054-221-2175
備考	<p>いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページでお示します。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p> <p>パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。</p>